

# 令和6年度 鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン

鶴岡市立鶴岡第五中学校

## 1 ガイドライン設定の趣旨

鶴岡市の中学校では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動(以下「クラブ活動」とする)とが協力しながら、生徒の健全育成や競技力・演奏力等の向上に大きな成果を収めてきた。

これまで、「鶴岡市中学校 部活動等に関する基本方針」や平成17年度から取り組んできた山形県中学校長会の「部活動に関する申し合わせ事項」等を基本としながら、部活動等に関する一定のルールを確認するため、「鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン」を設定し、部活動やクラブ活動(二つの総称として、以下「部活動等」とする)に関わる生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる『持続可能なスポーツ・文化活動』の構築に取り組んできた。

令和2年9月に国の改革の方向性(「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」【文部科学省】)として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築をめざすことが示された。これを受け、鶴岡市では令和3年3月に「鶴岡市における運動・文化部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会」において本市としての改革の方向性を示し、令和5年度より学校教員の指導の下に行われる部活動は月曜から金曜までの平日のみとし、休日は活動を行わないこととした。

これに伴い、それまでのガイドラインを本市方針に照らして改定し、生徒及び教員にとって望ましい環境整備等について検討し、新たなガイドラインを設定した。

なお、本ガイドラインは国及び県、本市の今後の動向を踏まえ、年次ごとに検討及び見直しを図るものである。

## 2 部活動等の定義

(1) 部活動…中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動

※放課後及び長期休業中の平日の活動であり、教員(顧問)・部活動指導員が指導・管理に当たる。

(2) クラブ活動…部活動を支援するために組織した保護者会等が指導・管理に当たる活動

※教員(顧問)は、指導に関わらない。

※校長の方針のもと県・市の部活動基本方針、各学校のガイドライン等を遵守する。

※休日の活動の指導体制による支援も可とする(部活動指導員による指導可)。

## 3 部活動等の活動について

(1) 平日の授業日

- ① 平日の授業日(月～金 祝日を除く)を活動日とする。
- ② 活動日は週4日以内とし、休止日を1日以上設ける。
- ③ 朝の活動は行わない。
- ④ 活動時間は放課後2時間程度までとする。
- ⑤ 翌日の学校生活を考慮し、19時以降の活動を行わない。

## (2) 休業日(土・日・祝日)

① 休業日(土・日・祝日)は部活動を行わない。

② 中体連・中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会(コンクール)については、教員(顧問)引率・指導の下、部活動として活動することもできる。

※教員が運営・引率・指導に関わる大会の範囲については中学校長会において協議し、(当面の間)特例を認める場合がある。

※部活動等で、特例も含み土日2日間活動した場合は、平日の部活動の休止日以外に別の1日を休止日とする。

③ 以下の特例については、満たす要件に従い部活動として活動することもできる。

特例 i 中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。また、文化部活動の大会(コンクール)の2週間前からの休日に行う「通常の練習活動」については、教員が引率・指導することもできる。  
※ただし半日程度とする。〔特例 i は当面の間の対応とする〕

特例 ii 「文化部活動」については、[ア]のいずれかに該当している場合、[イ]の範囲内で教員の引率・指導の下で活動することもできる。

〔特例 ii は当面の間及び体制が整うまで〕

[ア] 活動を認めるやむを得ない事情

休日の指導体制が整っていない場合

学校施設が一般開放できない場合

[イ] 認める活動

大会(コンクール)の3週間前からの休日

土日2日間の内1日(半日程度)以内

3連休の内2日(1日あたり半日程度)以内

※土日に連続しない祝日は校長判断とする

## (3) 長期休業中

① 平日、週4回以内(1日3時間程度)の活動とし、土日祝日、閉庁日の部活動は行わない。

② ある程度長期の休養期間を設ける。

## (4) 活動の停止

◎安全上の配慮から、以下のようなときには活動を行わない。

① 管理にあたる者が活動場所に不在のとき。

② 学校内で感染症等が流行したとき、もしくはその恐れがあるとき。

③ 台風の接近や暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難なとき。

④ 活動場所のWBGT指数が31℃以上を指しているとき。

## (5) 配慮事項

① 学校の定期テスト前は適宜、活動停止期間を設けるなど、学習に向かわせるよう配慮する。

② 生徒の地域行事への参加を優先させる。

## 4 大会(コンクール)等への参加

(1) 「鶴岡市学校管理規則 第4条」に定められた、県外および宿泊を伴う大会(コンクール)等は、1年間につき3回以内および2泊3日以内を基本とする。

※あらかじめ届出を要する場合がある。

(2) 中体連・中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会(コンクール)以外への参加については、原則、クラブ活動又は休日の活動団体等の下での活動として対応する。(中学校長会で特例的に認める大会等については部活動として参加する場合がある)

## 5 鶴岡市中学校長会の責務

(1) 定例の市中学校長会議において、本ガイドラインの遵守状況を定期的に確認する。

(2) 教育効果や生徒・部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮し、各競技団体が大会(コンクール)等の見直しに向けて検討することを鶴岡市教育委員会及び山形県中学校体育連盟に働きかけるとともに、大会等への参加について精査する。

(3) 本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに市中学校長会議で協議し、改善点を市教育委員会に具申する。

## 6 校長の責務

(1) 本ガイドラインを教職員・生徒・保護者・クラブ活動指導者に周知する。

(2) 本ガイドラインと校内ルール遵守を確認した上で、クラブ活動を承認する。

(3) 部活動およびクラブ活動の活動状況に対して、適切に指導・助言を行う。

(4) 県外及び宿泊を伴う活動については、市教育委員会に届け出る。

## 7 学校の責務

### (1) 情報の共有

① クラブ活動の活動状況の把握に努める。

② 部活動の活動状況についてクラブ活動側への情報提供に努める。

③ テスト期間および感染症の流行等により部活動を停止するときは、その旨をクラブ活動代表者に伝え、活動停止の共通理解を図る。

④ 保護者の理解と協力を得るため、部活動等の運営に関する説明を適切に行う。

### (2) 連絡会等の設置

部活動とクラブ活動の連絡会を設置し、適宜開催する。

## 8 クラブ活動代表者の責務

### (1) 活動目的の確認

① クラブ活動が、あくまでも「部活動を支える活動」であることを全構成員に周知する。

② 「クラブ活動への加入」が強制ではなく任意であることを周知する。

③ 生徒の実態を加味し、具体的な目標および活動内容等を設定する。その際、競技成績の向上だけに偏らないよう配慮する。

## (2) 指導方法の共通理解

活動目的に沿った指導方法について、生徒・保護者・クラブ活動指導者の三者が共通理解を図るためのミーティング等の場を設定する。

## (3) 大会や遠征、コンクールへの参加

- ① 各種団体等が主催する大会やコンクール等への参加については、教育効果や生徒・保護者への負担などを十分に勘案し、部活動顧問と協議及び精査した上で決定する。

※中体連・中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会（コンクール）以外は、クラブ活動又は休日の活動団体等の体制で参加する。

（中学校長会で特例的に認める大会等については部活動として参加する場合がある）

- ② 県外及び宿泊を伴う活動については「鶴岡市学校管理規則 第4条」に準じ、当該校長に申請し、承認を得る。

## 9 クラブ活動指導者の要件（学校委嘱の場合）

- (1) 生徒の発育発達や技量に応じた適切な指導を行う者
- (2) 技術的な指導のみならず、人格形成に寄与する指導を大切にする者
- (3) 生徒や保護者及び学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築く者
- (4) 体罰や言葉の暴力、ハラスメント等、行き過ぎた指導や不適切な指導を行わない者
- (5) 必要に応じて研修会や講習会に参加するなど、自らの指導力の向上に努める者